

第2章 都市基盤・生活環境の整備



第1節 道路網

1. 都市計画道路等の整備

▶ 基本方針

都市計画道路はまちの骨格ともいべきものであり、市民生活や産業活動など都市活動を支え、広域的に発展させる重要な役割を担っている。

南河内地域は大阪府域の中でみると、広域幹線道路の整備が立ち遅れており、この地域の発展を図るうえでも、その整備が必要である。

本市は南河内地域の中心都市でもあり、関係市町村と連携を図りながら、大阪都市圏中心部、奈良・和歌山県方面や関西国際空港などを結ぶ広域幹線道路の整備を促進し、広域的な道路交通網の充実を図る。

また、本市域では南北を結ぶ幹線道路が比較的整備されているが、東西を結ぶ幹線道路が不十分であり、一体的なまちづくりの観点から東西間道路を中心に整備を図り、交通の円滑化に努める。

▶ 計 画

① 広域幹線道路の整備

本市と各都市間を結ぶ広域幹線道路については、関係市町村との連携を図り、整備促進を国・府に要請する。

- 大阪千早線の整備促進
- 大阪千早線の奈良県方面への延伸および近畿自動車道和歌山線との接続の促進
- 狭山河南線の整備促進
- 大阪外環状線の泉南方面への延伸の促進

② 幹線道路等の整備

隣接市町村や市内各地域を結ぶ幹線道路等については、安全や緑化など沿道環境に配慮しながら整備を推進する。

- 甲田東西線の整備
- 川西半田線の整備
- 金剛東1号線の整備
- 若松町西線、駅北1号線の整備
- 喜志太子線の整備促進
- 若松別井線の整備促進
- 富田林太子線の整備促進
- 北大伴東板持線の整備促進
- 狭山池富田林線の整備促進
- 和泉富田林線の整備促進

2. 生活道路の整備

▶ 基本方針

生活道路は、通勤・通学・買物など市民の日常の暮らしを支える役割と機能をもっている。

今後、自動車交通量がさらに増加し、交通環境の悪化も予想されることから、日常生活に密着した生活道路について、新設、改良を推進するとともに、歩車道の分離や沿道の緑化などに努め、安全で快適な交通環境の確保に努める。

▶ 計 画

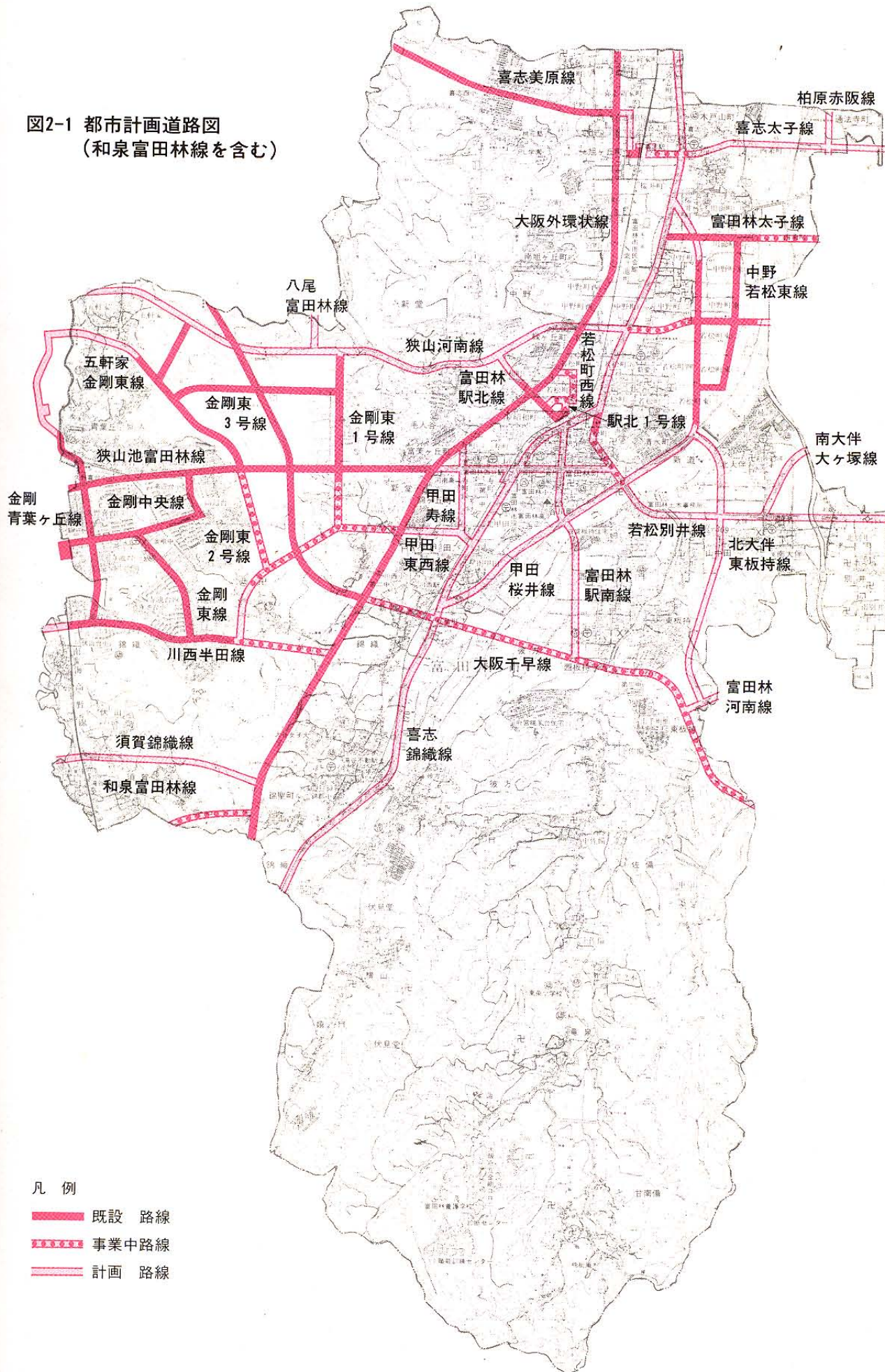
① 生活道路の整備

歩行者の安全と交通の円滑化を図るため、廿山8、9号線などの整備を推進するとともに、既設市道の舗装改良に努める。

② 環境保全

市民生活の安全と快適さを確保するため、地域住民の協力を得ながら、沿道の緑化、歩車道の分離や交通安全施設の整備に努める。

図2-1 都市計画道路図
(和泉富田林線を含む)



凡例

- 既設 路線
- - - - 事業中路線
- = = = = 計画 路線

第2節

交通・情報通信

1. 鉄道の整備

▶ 基本方針

交通需要が増加する中で、大量性、高速性、安全性などの機能を備えた鉄道は、本市の中心的な役割を果たす公共交通機関である。

今後、本市をはじめ周辺市町村での人口の増加が予想されることから、鉄道利用客が増加するものとみられ、輸送力の増強や地下鉄の延伸を促進する。

▶ 計 画

① 輸送力の増強と連続立体化

本市の中心部と大阪都心を結ぶ近鉄長野線について、輸送力の増強とともに、喜志駅以南の複線化を促進する。また、東西間の円滑な道路交通とまとまりのある町としての発展を図るため、近鉄長野線の連続立体化をめざす。

② 地下鉄の延伸

地下鉄の富田林方面への延伸を近隣市町村と協力して、関係機関に要請する。

2. バス路線の整備

▶ 基本方針

主要駅と市内各地域や隣接市町村などを結ぶバス路線については、中量交通機関として、より一層の整備充実が必要となっており、主要駅周辺のターミナル機能の充実や幹線道路の整備などにあわせて、バス路線

網の整備、充実と輸送力の増強を促進する。

▶ 計 画

① バス路線の充実

駅前広場など主要駅周辺のターミナル機能や幹線道路の整備などとあわせて、富田林駅—金剛駅間などの路線の新設や既設路線の充実を促進する。また、関西国際空港へのバス路線の設置を関係機関に働きかける。

3. 情報通信基盤の整備

▶ 基本方針

高度情報化社会の到来を迎え、産業界を中心に高度情報化がますます進展するものとみられる。こうした新しい高度情報化の波に対応し、市民生活の利便を図るため、情報通信システムの活用などについて、研究を進める。

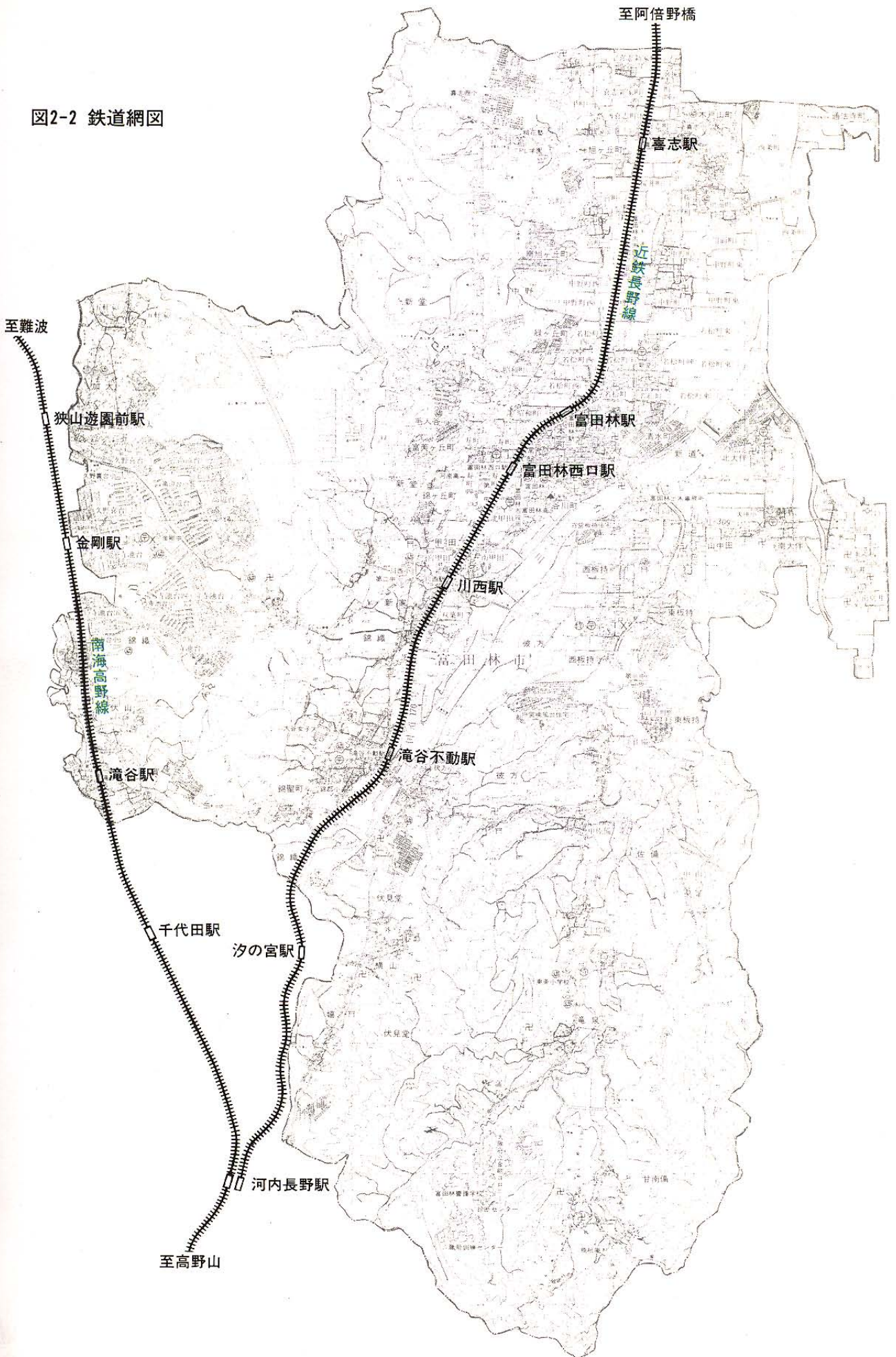
▶ 計 画

① 高度情報化の研究の推進

キャプテン(文字図形情報ネットワーク)、CATV(都市型双方向有線テレビ)などをはじめとしたニューメディアについて、市民の知識と理解を深めるとともに、広報活動などへの活用を検討する。



図2-2 鉄道網図



第3節 住宅・市街地

1. 市街地の整備

▶ 基本方針

都市活動の基盤となる市街地については、良好な居住環境を確保しながら機能的で活気のある整備が必要である。

そのため、駅周辺地区では再開発や都市計画道路の整備を推進し、都市機能の向上を図る。また、事業中の計画的開発地については、緑とうるおいのある市街地の形成を促進する。

さらに、新たな市街地の整備については、土地区画整理事業などによる面的整備の促進や適正な宅地開発の誘導などにより、良好な市街地の形成に努める。

▶ 計 画

① 富田林駅周辺の整備

富田林駅南地区については、駅前広場の再整備などを含む市街地再開発事業を推進し、駅北地区については、若松町西線や駅北1号線の整備を進めるとともに、良好な市街地形成のための方策についての検討を行い、富田林駅周辺が、安全で快適な商業・情報・文化活動の拠点となるよう整備を図る。

② 喜志駅周辺などの整備

富田林駅に次ぐ利用客数のある喜志駅周辺については、駅前広場や喜志太子線の整備を推進し、交通混雑の解消と良好な駅前空間の形成に努める。また、その他の駅周辺についても、都市計画道路の整備などを促進するとともに、駅前広場の整備などについて検討する。

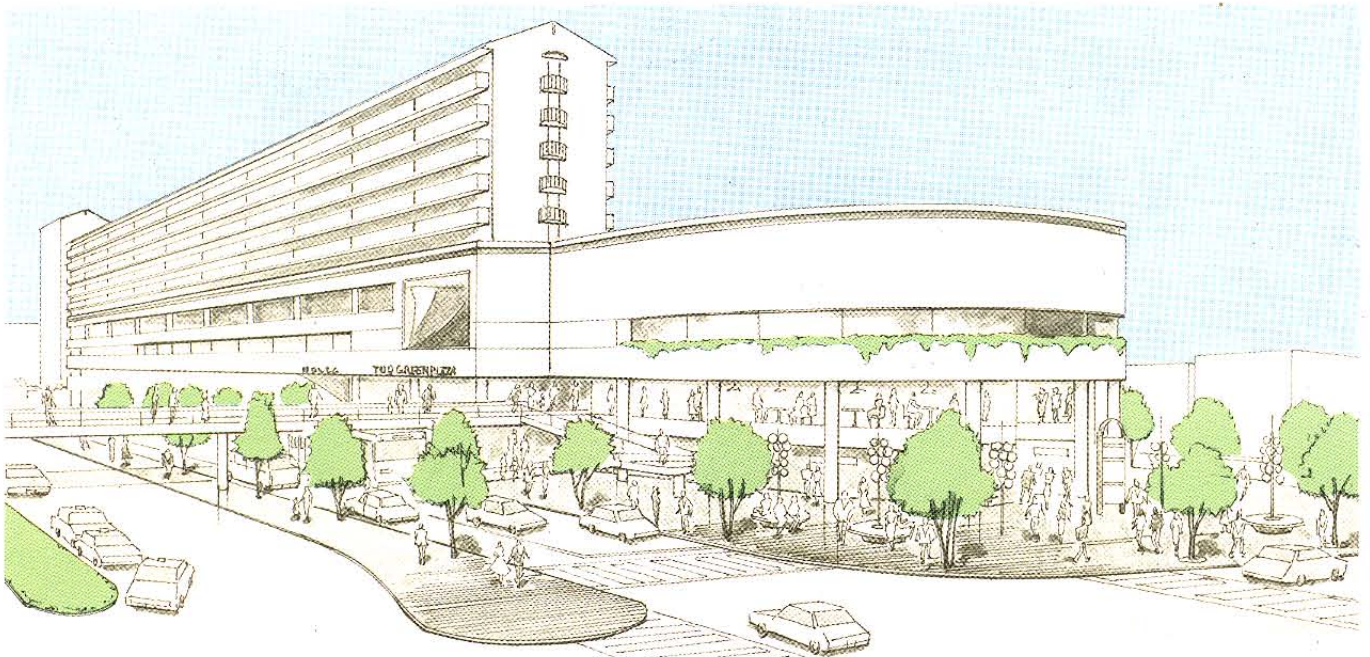


図2-3 富田林駅南地区市街地再開発事業区域図

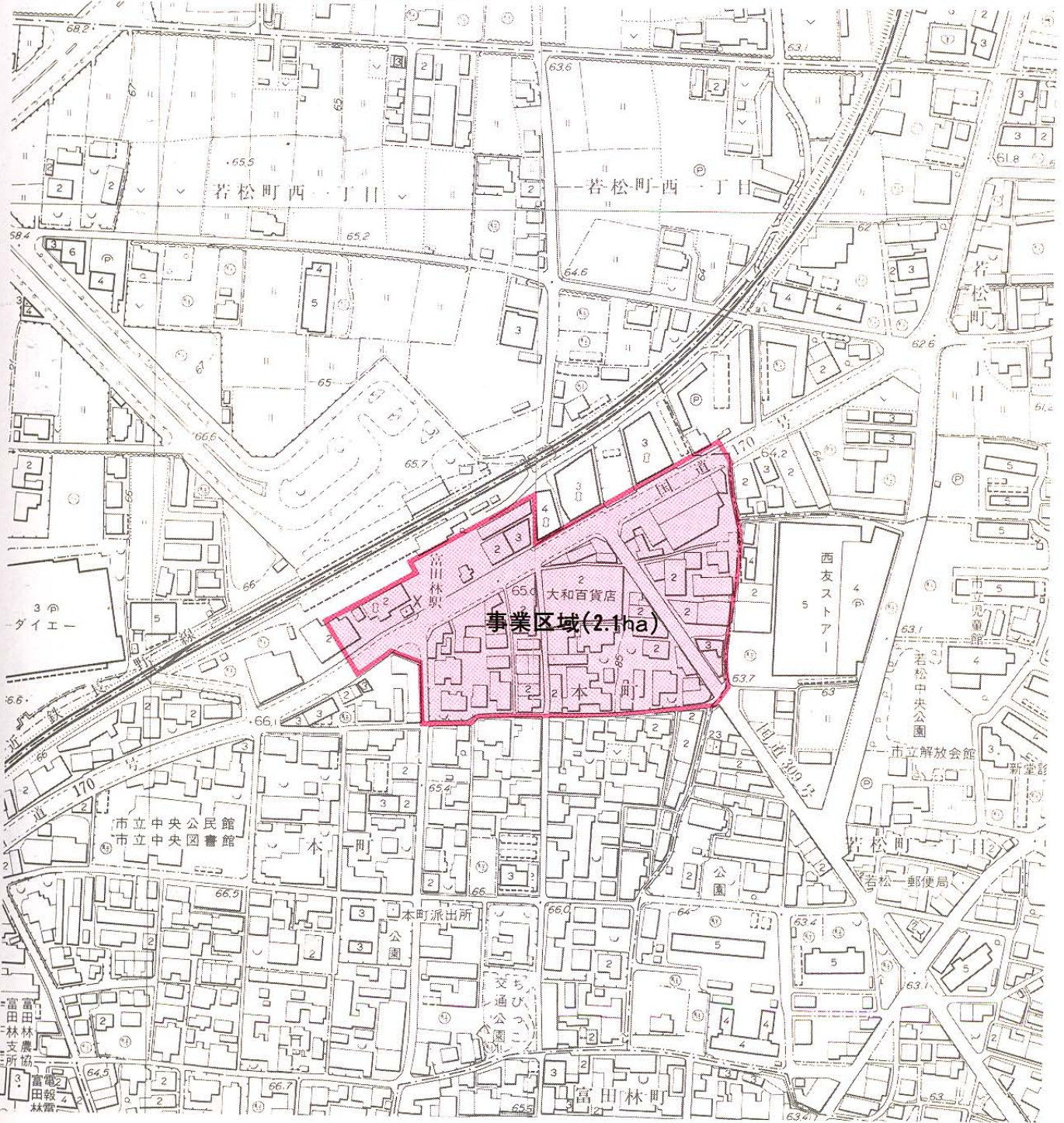
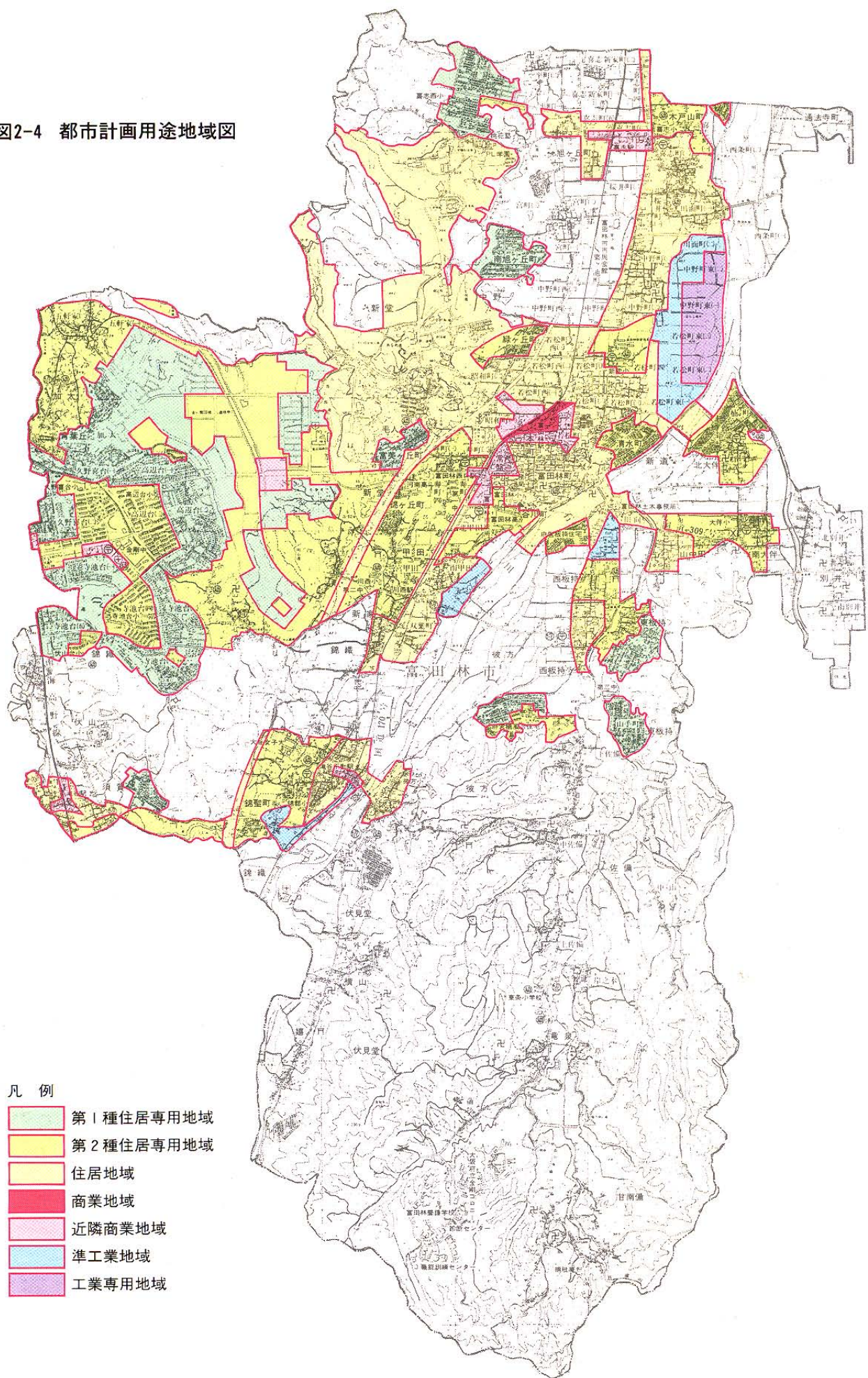


図2-4 都市計画用途地域図



- 凡 例
- 第1種住居専用地域
 - 第2種住居専用地域
 - 住居地域
 - 商業地域
 - 近隣商業地域
 - 準工業地域
 - 工業専用地域

③ 金剛東地区などの熟成

金剛東地区など事業中の計画的市街地について、緑に包まれた良好な市街地が形成されるよう、その熟成を促進する。

④ 新市街地の整備

新たな市街地の整備については、土地区画整理事業などの面的整備や適正な宅地開発の誘導など手法を検討しながら、スプロール化の防止に努め、計画的な整備を促進する。

⑤ 住居表示の推進

市民生活の利便性を向上させるため、住民の理解と協力を得て住居表示の推進に努める。

2. 住宅・宅地の整備

▶ 基本方針

市民の生活基盤である住宅・宅地については、良好な環境の確保が重要である。このため、老朽化した公

営住宅の建て替え整備を推進し、住環境の改善に努めるとともに、不良住宅の密集を解消するため、住宅地区改良事業を進める。

また、市街地の整備が新たに予想される地区では、居住環境の整った住宅・宅地の供給を促進する。

▶ 計 画

① 公営住宅の整備

老朽化の著しい市営住宅について、入居者の理解と協力を得て、建て替えの方向で検討を進める。また、府営住宅のうち老朽木造住宅について建て替えを促進する。

② 住宅地区改良事業の推進

同和地区の住環境を改善するため、第6次住宅地区改良事業について早期整備を図る。

③ 住宅・宅地の供給

市街地の整備が新たに計画される場合には、規制・誘導により周辺環境と調和のとれた良好な住宅建設と宅地供給を促進する。



第4節 公園・緑地

1. 公園・緑地の整備

▶ 基本方針

本市は、市域の中央を流れる石川や周辺の緑地など豊かな自然に恵まれており、新市街地の形成とともに都市公園なども整備されつつあるが、既成市街地での整備は十分とはいえず、都市化の進展による緑の減少も予想される。

このような中で、恵まれた自然環境を生かし、市民のふれあいとやすらぎのオープンスペースとして、石川河川公園などの整備に努めるとともに、錦織公園の整備を促進する。

また、中央丘陵部などの緑地保全に努めるとともに、緑の遊歩道による散策ネットワークの形成を図る。

▶ 計 画

① 石川河川公園の整備

石川の自然環境を生かし、市民が気軽に水に親しみ、憩える場として、府の協力を得ながら、石川河川公園

の整備に努める。

② 児童公園などの整備

市民生活にうるおいとやすらぎをもたらす場として、児童公園などの整備に努める。

③ 錦織公園の整備

府が整備中の錦織公園について、豊かな緑にふれあえる場として、早期開園とあわせて、野外活動施設などの整備を要請する。

④ 緑地の保全

中央丘陵部など、市街地周辺の緑地について、関係者の協力を得て保全を図る。

⑤ 散策ネットワークの形成

「河内ふるさとのみち」などを中心に、市民が自然に親しみ、文化とふれあう遊歩道を整備し、散策ネットワークの形成に努める。

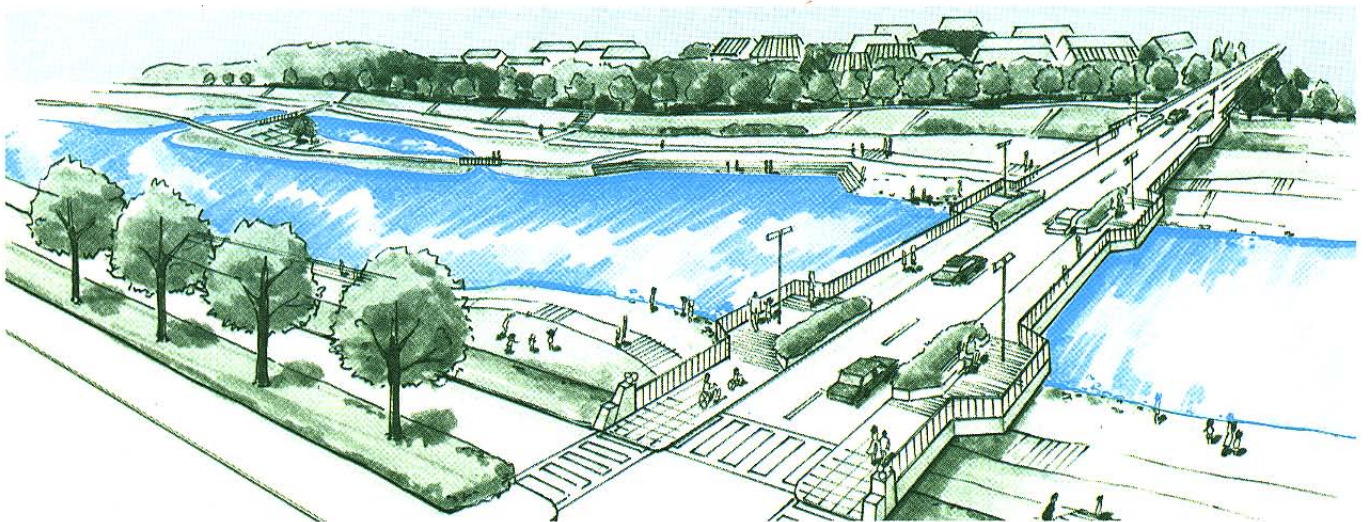
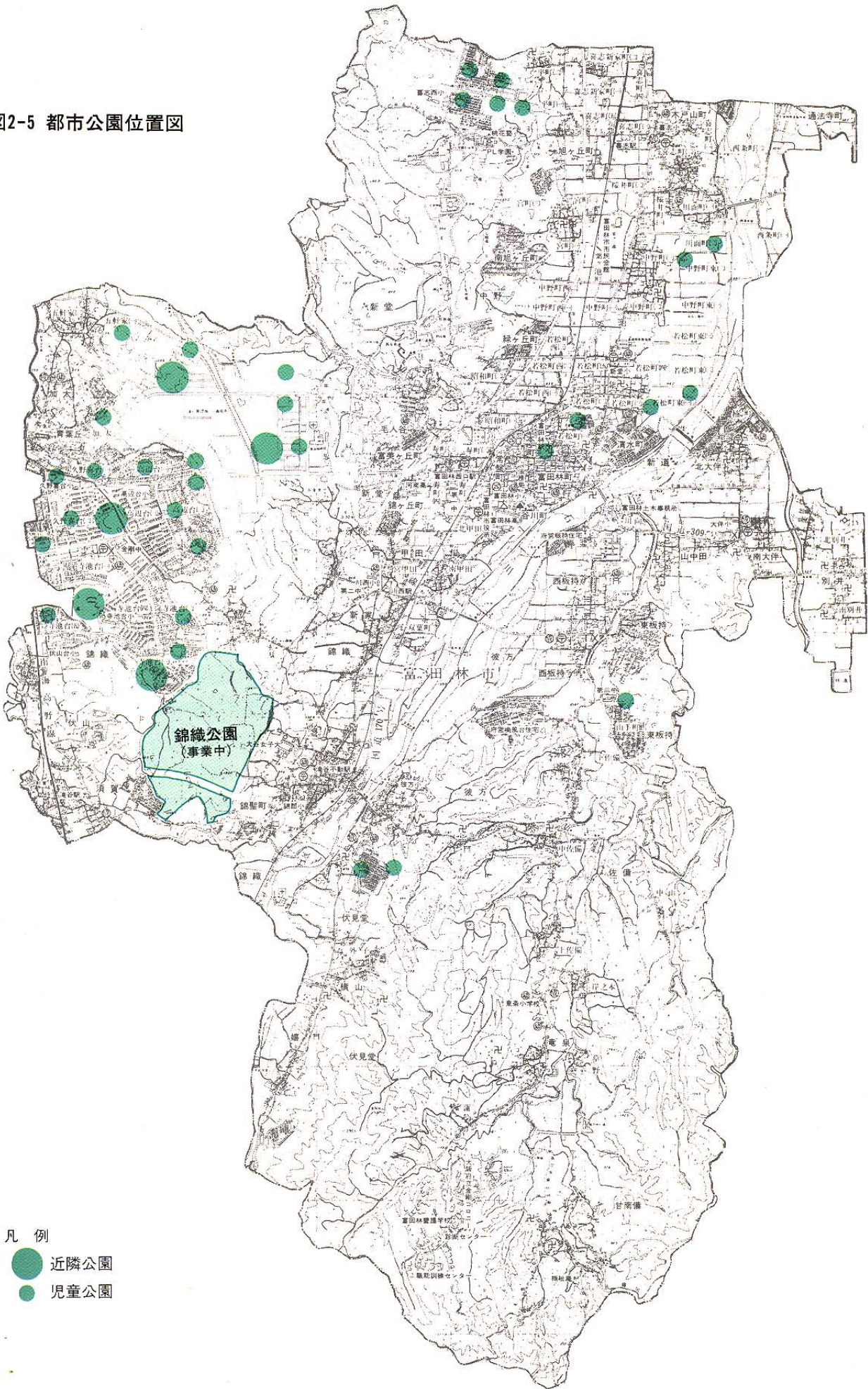


图2-5 都市公園位置図



- 凡 例
- 近隣公園
 - 児童公園

⑥ ポケットパークの整備

既成市街地において、公共施設などのオープンスペースを利用し、市民の憩いの場となるポケットパーク(小広場)の整備に努める。

2. 緑化の推進

▶ 基本方針

本市では、みどりの基金を設置し、花の種の配布や、生け垣助成など緑化の推進に努めているが、今後さらに、緑に包まれた都市環境の形成を図るため、みどりの基金の強化、活用や市民の協力による緑化事業を積極的に推進する。また、道路や公共施設などの緑化にも努める。さらに、花と緑の相談所の設置や植木市などの開催を促進する。

▶ 計 画

① 緑化事業の推進

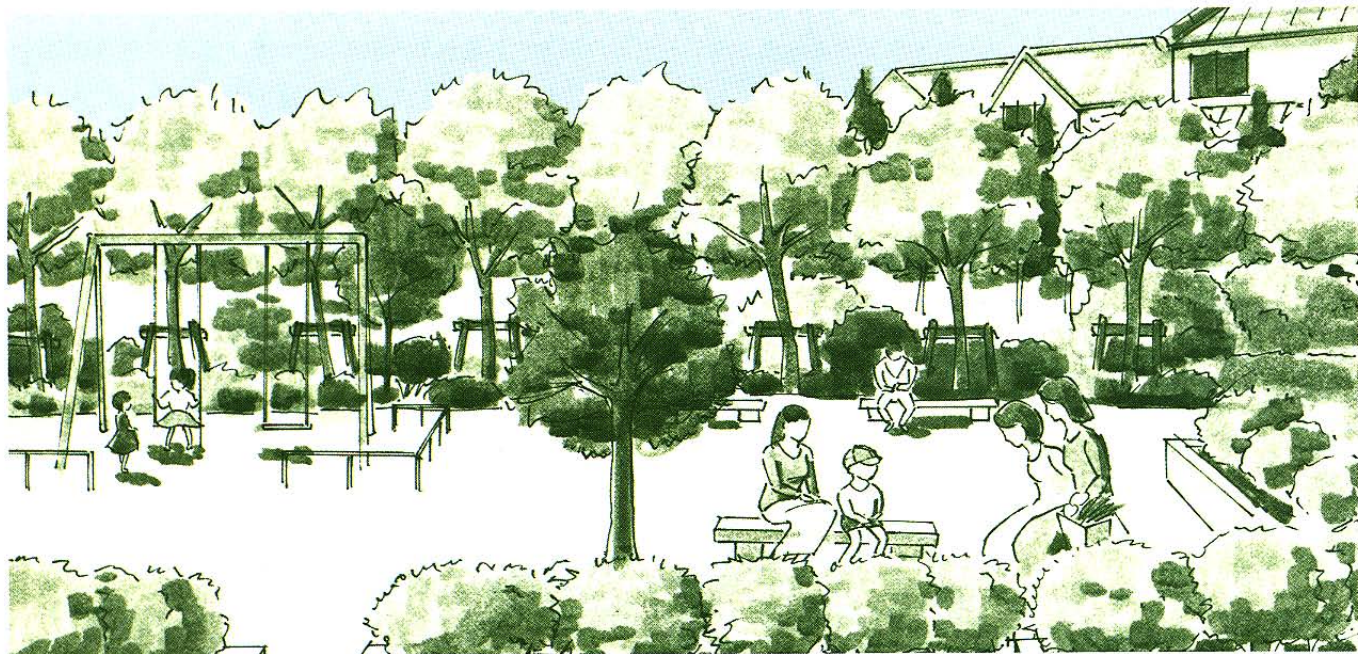
みどりの基金の強化、活用による各種緑化事業を推進するとともに、緑化意識の高揚を図り、市民が主体となって身近な所から緑化を進める緑化活動の展開を促進し、花と緑に包まれたまちづくりに努める。

② 公共施設などの緑化

緑豊かな都市景観を創造するため、関係機関と協力しながら、道路、公共施設の緑化を推進する。

③ 花と緑の相談所の設置

緑化活動の推進と園芸知識の普及を図るため、花と緑の相談所を錦織公園に設置するよう府に要請する。また、本市で盛んな植木園芸の特性を生かし、植木市などの開催を促進する。



第5節

供給処理施設

1. 上水道

▶ 基本方針

上水道は、市民生活に欠かせない生活用水や工場などの事業所用水、あるいは防火用水となるものである。近年、水に対する関心が高まっている中で、人口増加などにあわせて、安定した上水の供給が求められている。

本市の上水道は、ほぼ100%に近い普及率となっているが、今後の人口増加に対応していくことが必要となっている。

このため、人口増加の動向に応じた施設整備とともに、安定した水源の確保と管更生事業を進める。

▶ 計 画

① 第6次拡張事業の推進

将来の人口増加に対応し、安定した給水を行うため、配水池の増設など第6次拡張事業を推進し、自己水(河川・地下水)や府営水、ダム水の各水源の有機的な連係に努める。

② 地下水の探索

地下水源を確保するため、水脈調査を行い、地下水の探索を進める。

③ 管更生事業の推進

水道管の老朽化に伴う赤サビなどの発生を予防し、清浄な水を円滑に供給するため、配水管の更生事業を進める。

2. 下水道・し尿処理

▶ 基本方針

下水道は、雨水や汚水を円滑に排除、処理するもので、快適な生活環境を確保するうえで、欠かすことのできない重要な施設である。

本市では、現在、南部処理区を中心に面的整備(関連公共下水道の整備)を進めているが、今後についても、引き続き、流域下水道幹線の整備を促進するとともに、それに伴う面的整備に努める。なお、農村集落地などについて、下水処理の方策の研究を進める。また、都市下水路などの整備に努め、市街地の浸水の防止を図る。

一方、し尿処理については、処理人口の動向をみながら、施設の整備などについて検討する。

▶ 計 画

① 流域下水道の整備

既成市街地における汚水処理の基幹となる大和川下流東部流域下水道幹線の整備を促進する。

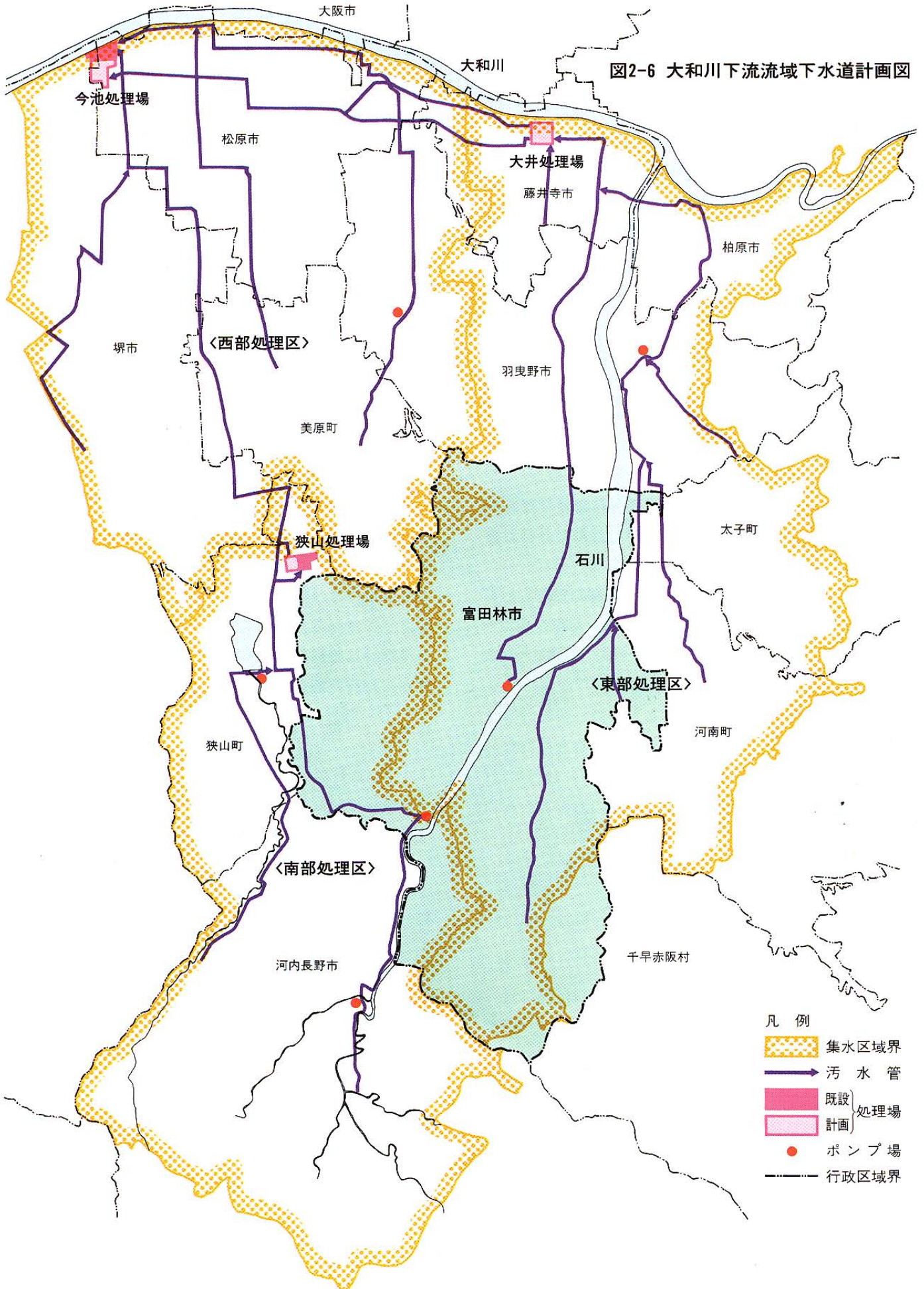
② 公共下水道の整備

南部処理区については、引き続き面的整備を推進し、東部処理区については、流域下水道幹線整備の進捗にあわせ、順次面的整備に努める。なお、農村集落地などについては、下水処理の方策の研究を進める。

③ 都市下水路などの整備

市街地の浸水の防止などを図るため、都市下水路、用・排水路の整備に努める。

図2-6 大和川下流域下水道計画図



- 凡例
- 集水区域界
 - 污水管
 - 既設
 - 計画
 - ポンプ場
 - 行政区界

④ し尿処理施設の整備

下水道整備の進捗や、し尿処理区域内人口の動向を見極めつつ、関係機関と協議しながら、富美山衛生センターの施設整備などについて検討する。

3. ごみ処理

▶基本方針

近年、人口増加や生活様式の変化に伴い、ごみが量的に増大するだけでなく、質的にも多様化し、その処理はますます困難になってきている。

このため、ごみ排出量の増加に対応した処理施設の整備を推進するとともに、廃棄物の最終処分場が、広域的に確保されるよう、関係機関に働きかける。

また、ごみの減量化・資源化や環境美化意識の啓発などに努め、清潔なまちづくりを進める。

▶計 画

① ごみ処理施設の整備

南河内清掃施設組合の処理施設整備計画にもとづくごみ処理施設の整備を推進する。また、大阪湾における廃棄物広域処理場の整備を促進する。

② ごみの減量化・資源化

家庭・地域・事業所の協力を得て、分別収集などを推進し、ごみの減量化・資源化に努める。また、ごみのリサイクルセンターの整備について、検討を進める。

③ 環境美化対策

散乱ごみや不法投棄のない美しいまちづくりを進め

るため、美化意識の啓発に努めるとともに、石川を美しくする市民運動や町内清掃、道路清掃などを推進する。

4. エネルギー

▶基本方針

電力・ガスなどのエネルギーは、市民生活や産業活動などに欠かせない重要なものである。このため、これらのエネルギーの安全・安定供給を促進するとともに、省エネルギーの推進に努め、限られた資源の有効利用を図る。

▶計 画

① 電力・ガスなどの供給

今後の人口増加に対応し、電力・ガスなどの安全かつ安定した供給を促進する。

② 省エネルギーの推進

家庭・事業所における省エネルギーを推進するため、省エネルギー意識の啓発や知識の普及などを図る。



第6節

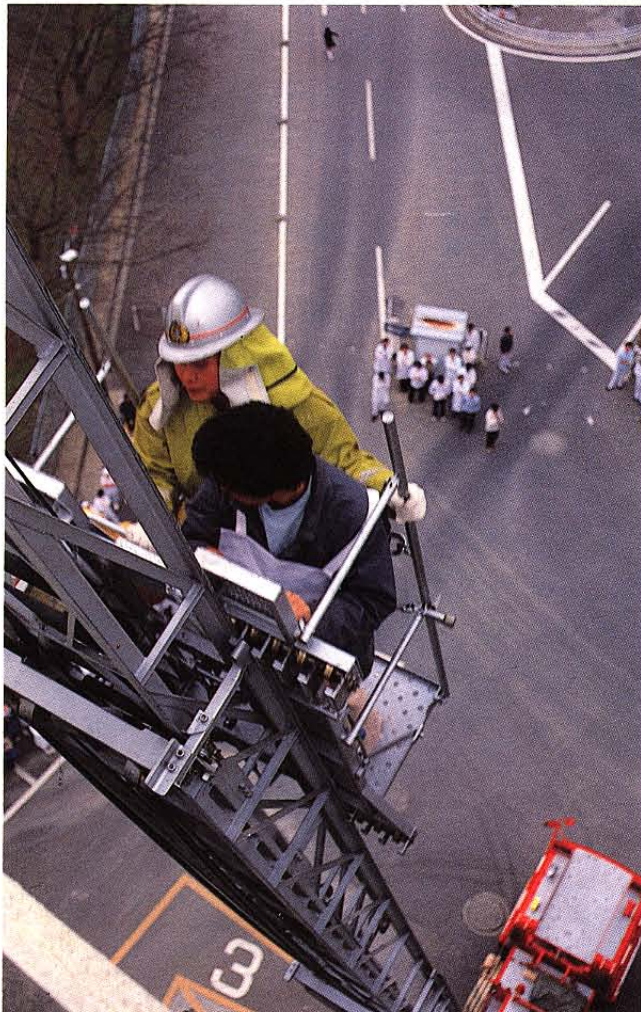
安全の確保・公害の防止

1. 消防・防災

▶ 基本方針

あらゆる災害から市民の生命や財産を守り、市民が安心して暮らせるよう、消防・防災対策を推進していかなければならない。

本市は、比較的災害の少ないまちであるが、急激な都市構造の変化などにより、災害要因が増加している。



したがって、今後も災害を未然に防ぐため、関係機関と協力し、消防・防災対策の充実を図るとともに、市民の意識の啓発に努め、災害のないまちづくりを進める。

▶ 計 画

① 消防力の強化

火災発生などに迅速かつ適切な対応ができるよう、消防施設の整備や消防資機材の充実に努めるとともに、消防団などの育成や近隣市町村の消防署などとの相互応援体制の充実を図る。

② 防火対策の充実

火災予防のため、市民や事業所などに対する広報活動や予防査察など、予防業務の充実に努める。

③ 防災対策の充実

河川やため池の整備などに努めるとともに、急傾斜地などの危険箇所について防災対策を推進する。また、大規模な開発に際しては、関係機関と連携しながら、防災面での点検と指導の強化に努める。

④ 防災意識の啓発

関係機関と連携を密にしながら、市民及び事業所の防災意識の啓発や防災知識の普及に努める。

2. 交通安全

▶基本方針

我が国におけるモータリゼーションの著しい進行に伴い、全国的に交通事故の増加など様々な影響をもたらしている。

本市においても、二輪車などを中心に交通事故は増加しており、市民の生命と暮らしを守るため、さらに、交通安全対策を充実する必要がある。

このため、関係機関と連携して、交通規制の強化や交通安全施設の整備を図るとともに、交通安全教育などを通じ、交通安全意識の高揚に努める。

▶計 画

① 交通安全施設の整備

歩行者の安全と交通の円滑化を図るため、自動車交通の多い道路を中心に、歩車道の分離を推進する。また、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の整備に努める。

② 交通規制の強化

交通の円滑化と事故防止を図るため、効果的な交通規制を関係機関に要請する。

③ 交通安全意識の高揚

交通安全意識の高揚を図るため、警察署など関係機関と連携しながら、安全運転講習会、交通安全教室などの充実に努める。

④ 自転車駐車場の整備

通行障害や環境悪化をもたらしている駅前の放置自

転車に対処するため、自転車駐車場の整備や規制取り締まりの強化などに努める。

3. 公害防止・環境保全

▶基本方針

近年、都市化の進展に伴い、河川などの水質汚濁、騒音など都市生活型公害が進行し、生活環境の悪化をもたらしている。

このような中で、今後とも、水質汚濁対策をはじめ、公害防止対策に取り組み、公害のない快適な環境づくりを推進する。

▶計 画

① 水質汚濁対策

河川や水路などの水質汚濁を防止するため、関係機関と連携しながら、事業所に対する産業排水の監視と指導に努める。また、水質汚濁の大きな原因となっている家庭排水に対しては、下水道整備の推進やし尿浄化槽の適正な維持管理についての啓発などに努める。

② 大気汚染などの防止対策

大気汚染・騒音・振動・悪臭・土壌汚染などの公害を防止するため、関係機関と連携し、監視と指導に努める。

③ 環境アセスメント・公害防止協定の推進

大規模開発などに対する環境アセスメントや公害防止協定の締結を、関係機関と連携を図りながら推進する。

第7節 墓地・斎場

4. 防 犯

▶ 基本方針

犯罪を未然に防止し、市民の安全を守ることは、住みよいまちを実現するための基本的な条件である。

このため、関係機関などと協力しながら、防犯意識の高揚と防犯対策の推進に努め、犯罪のない明るいまちづくりをめざす。

▶ 計 画

① 防犯意識の高揚

警察署、防犯委員会などと連携を図りながら、市民の防犯意識の高揚に努める。また、防犯組織の育成と活動の強化を図る。

② 防犯灯の整備

犯罪防止の一環として、引き続き防犯灯設置などの助成に努める。



1. 墓地・斎場

▶ 基本方針

墓地は人間永眠の聖地として、また、斎場は人生終えんの場として、共に必要不可欠な施設である。

今後、人口が増加し、定住意識が高まる中で、公園墓地の整備要望は一層強まるものと予想される。

したがって、緑豊かで閑静な場所に従来の墓地のイメージを一新した明るい雰囲気をもった公園墓地と周囲の環境と調和した斎場を整備する。

一方、市営葬儀については、現在、半数以上の利用があり、今後ともその普及に努める。

▶ 計 画

① 公園墓地・斎場の整備

増大する墓地需要に対応して、単なる墓地ではなく、公園・緑地の機能も兼ね備えた公園墓地を整備する。また、斎場は周囲の環境と調和し、緑に包まれた近代的な施設として整備する。

② 市営葬儀の普及

簡素にして厳粛を旨とする市営葬儀制度の一層の普及を図るため、市民へのPRなどに努める。

